

MoneyOneリリース情報 2021年08月

2021年08月24日

FutureOne株式会社

目次

1. 【MoneyOneMac版】 macOS 11.3 Big Sur 対応

⇒ macOS 11.3 Big Sur において正常稼働を確認するため、動作確認の結果に基づきプログラムの改修対応を実施します。

2. 【経営分析標準値マスタ】 出力/取込

⇒ 経営分析標準値マスタ用のエクセルデータの出力・取込機能を追加します。

3. 【消費税申告書 簡易課税】 新帳票 付表4-3,5-3の追加

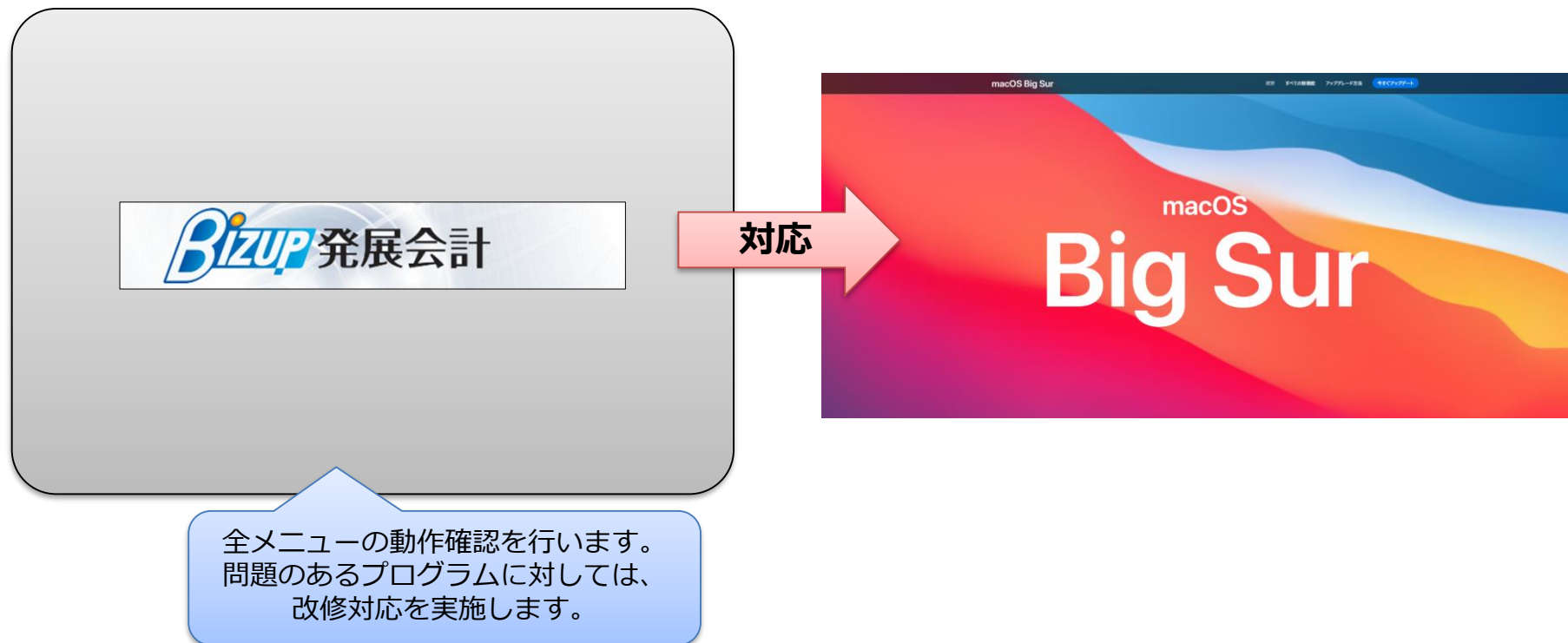
⇒ 消費税10%と軽減8%の取引のみの申告時に使用する新帳票 付表4-3,5-3を追加します。

1. macOS 11.3 Big Sur対応

内容

macOS 11.3 Big Surにおいて正常稼働を確認するため、動作確認の結果に基づきプログラムの改修対応を実施します。

【対応画面】全プログラム



※ macOS 11.3 Big Surは、2021年4月26日にリリースされました。

2. 【経営分析標準値マスタ】 出力/取込

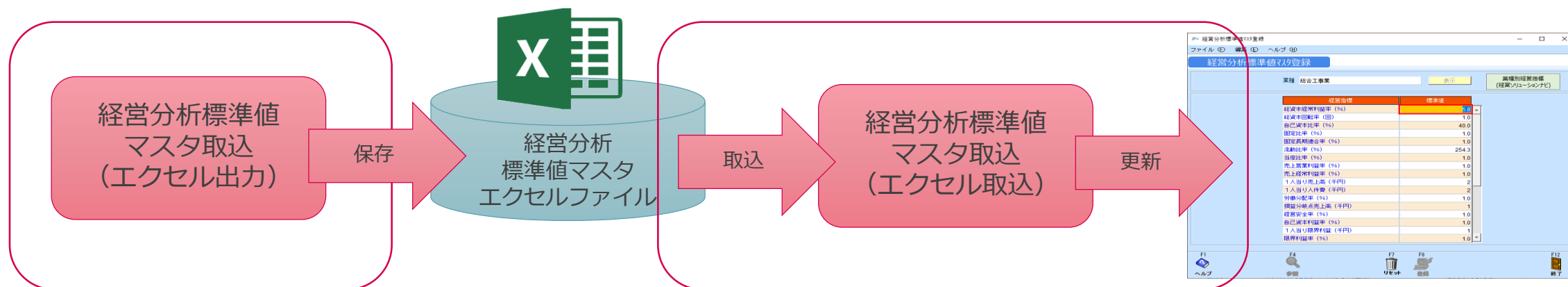
内容

【対応内容】

経営分析標準値マスタ用のエクセルデータの出力・取込機能を追加します。

- ・ 経営分析標準値マスタの設定用エクセルを出力します。
- ・ 取込用エクセルファイルを指定して取込みます。
取込みと同時に、指定した業種の内容が経営分析標準値マスタに更新されます。

対応範囲



① 経営分析標準値マスタの
エクセルを出力

② 経営分析標準値を
エクセルに設定して保存

③ 経営分析標準値マスタの
エクセルを取込

④ 指定した業種の
経営分析標準値マスタを更新

※画面はイメージのため、
実際のものとは異なる場合があります。

3-1. 【消費税申告書 簡易課税】新帳票 付表4-3,5-3の追加①

内容

【対応内容】

消費税10%と軽減8%の取引のみの申告時に使用する新帳票 付表4-3,5-3を追加します。

【消費税申告書 付表4-3】

第4-(11)号様式
付表4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

課税期間		令和3年01月01日～令和3年12月31日		氏名又は名称
区 分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合 計 (A+B) C	
課税標準額 <1>	円 130,000	円 -400,000	円 -270,000	
課税資産の譲渡等の対価の額 <1>	130,555	-400,313	-269,758	
消費税額 <2>	8,112	-31,200	-23,088	
貸倒回収に係る消費税額 <3>	404	1,205	1,609	
控除対象仕入税額 <4>	0	0	0	
返還等対価に係る税額 <5>	1,097	0	1,097	
貸倒れに係る税額 <6>	462	1,276	1,738	
控除税額小計 <4>+<5>+<6> <7>	1,559	1,276	2,835	
控除不足還付税額 <7>-<2>-<3> <8>			24,314	
差引税額 <2>+<3>-<7> <9>			0	
控除不足還付税額 <10>			24,314	
差引税額 <11>			0	
還付額 <12>			6,857	
納税額 <13>			0	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
(R1.10.1以後終了課税期間用)

■ 課税期間の終了日が2019年10月1日以降で、3%、5%、8%の消費税が使用されていない場合のみ出力されます。この場合、付表4-1,4-2は出力されなくなります。

■ 基本的な金額計算方法は付表4-1,4-2と同様ですが、軽減8%、10%の消費税は地方税割合が同じことから、下記項目のみ4-1,4-2とは異なる方法で計算しています。

・ 付表4-3 ← C欄(合計欄)を基に計算

<8>C ← <7>C - <2>C - <3>C がプラス時のみ表示

<9>C ← <2>C + <3>C - <7>C がプラス時のみ表示

<10>C ← <8>C

<11>C ← <9>C

<12>C ← <10>C × 22 / 78

<13>C ← <11>C × 22 / 78

・ 付表4-1,4-2 ← 各税率欄計算結果の横計を基に計算

■ 下記の項目は、付表4-1,4-2とは端数処理が異なります。

・ 付表4-3

<9>,<11>,<13> ← 100円未満切り捨て

・ 付表4-1,4-2 ← 1円未満切り捨て

3 - 2. 【消費税申告書 一般課税】新帳票 付表4-3,5-3の追加②

内容

【対応内容】

消費税10%と軽減8%の取引のみの申告時に使用する新帳票 付表4-3,5-3を追加します。

【消費税申告書 付表5-3】

第4(12)号様式
付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表

課税期間		令和03年01月01日～令和03年12月31日		氏名又は名称	
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額					
項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)		
課税対象となる消費税額	8,112	-31,200	-23,088		
貸倒に係る消費税額	404	1,205	1,609		
売上対価の選定等に係る消費税額	1,097	0	1,097		
控除対象仕入税額等の計算の算出結果	7,419	-29,995	-22,576		
1種類の事業者の場合の控除対象仕入税額					
項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)		
<4>×みなし仕入率 (90%+80%+70%+60%+50%+40%)	<5>				
2種類以上の事業者を含む事業者の場合の控除対象仕入税額 (1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細					
項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)		
事業区分別の合計額	112,962	63,635	176,597		
第一種事業業(卸売業)	1,852	1,852	3,704		
第二種事業業(小売業等)	20,370	10,909	31,279		
第三種事業業(製造業等)	21,296	11,818	33,114		
第四種事業業(その他)	22,222	12,727	34,949		
第五種事業業(サービス業等)	23,148	13,636	36,784		
第六種事業業(不動産業)	24,074	14,545	38,619		
(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細					
項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)		
事業区分別の合計額	7,047	-31,228	-24,181		
第一種事業業(卸売業)	116	-36,188	-36,072		
第二種事業業(小売業等)	1,271	850	2,121		
第三種事業業(製造業等)	1,328	921	2,249		
第四種事業業(その他)	1,386	992	2,378		
第五種事業業(サービス業等)	1,444	1,063	2,507		
第六種事業業(不動産業)	1,502	1,134	2,636		

※1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて。
 ※2 課税対象につき商品を受け取り戻し・戻しをした金額(売上対価の選定等の金額)があり、売上(収入)金額から減算し(マイナス)で経理して経費に含んでいる場合は、(6)から(12)欄には売上対価の選定等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。
 ※3 10.12以降終了課税期間用

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細
イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)	
イ	200	4,427	-28,492	-24,065
ロ 特別計算を適用する場合 (イ) 1種類の事業者で75%以上				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)	
ロ	211			
(ウ) 2種類の事業者で75%以上				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)	
第一種事業業(卸売業)	222			
第二種事業業(小売業等)	233			
第三種事業業(製造業等)	244			
第四種事業業(その他)	255			
第五種事業業(サービス業等)	266			
第六種事業業(不動産業)	277			
第一種事業業(卸売業)	288			
第二種事業業(小売業等)	299			
第三種事業業(製造業等)	310			
第四種事業業(その他)	321			
第五種事業業(サービス業等)	332			
第六種事業業(不動産業)	343			
第一種事業業(卸売業)	354			
第二種事業業(小売業等)	365			
第三種事業業(製造業等)	376			
第四種事業業(その他)	387			
ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額				
項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)	
選択可能な計算式区分(20)～(36)の内から選択した金額	377			

※注 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて。
 ※10.12以降終了課税期間用

- ・ 課税期間の終了日が2019年10月1日以降で、3%、5%、8%の消費税が使用されていない場合のみ出力されます。この場合、付表5-1,5-2は出力されなくなります。
- ・ 基本的な金額計算方法は5-1,5-2と同様です。

※画面はイメージのため、
実際のものと異なる場合があります。



3-3. 【消費税申告書 一般課税】新帳票 付表4-3,5-3の追加③

内容

【対応内容】

付表4-3,5-3出力時は、付表4-3,5-3の項目に記載されているコメントに従って、関連帳票に金額を転記します。 ※前述の付表4-3で計算方法が異なる項目が、新たに転記元の項目になります。

【消費税申告書 付表4-3】

第4-(11)号様式
付表4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

課税期間	令和03年01月01日～令和03年12月31日		氏名又は名称	
区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 (A+B)	C
課税標準額	130,000	-400,000		-270,000
課税資産の譲渡等の対価の額	130,555	-400,313		-269,758
消費税額	8,112	-31,200		-23,088
貨物取引に係る消費税額	404	1,205		1,609
控除対象仕入税額	0	0		0
返還等対価に係る税額	1,097	0		1,097
貸倒れに係る税額	462	1,276		1,738
控除税額小計	1,559	1,276		2,835
控除不足還付税額				24,314
差引税額				0
控除不足還付税額				24,314
差引税額				0
還付額				6,857
納税額				0

【【消費税申告書 第一表、第二表 抜粋】

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	消費税額	貨物取引に係る消費税額	控除対象仕入税額	返還等対価に係る税額	貸倒れに係る税額	控除不足還付税額	差引税額	中間納付税額	納付税額	中間納付還付税額	中間納付還付税額小計	既納定税額	差引納付税額	この申告書による消費税の税額
-270,000	-23,088	1,609	0	1,097	1,738	24,314	0	0	0	0	0	0	0	-270,000
														-230,880
														1,609
														1,097
														1,738
														24,314
														0
														24,314
														0
														6,857
														0
														-311,711

課税申告書(第一表)の(1)欄へ

課税標準額	-270,000
消費税額	-23,088
貨物取引に係る消費税額	1,609
控除対象仕入税額	0
返還等対価に係る税額	1,097
貸倒れに係る税額	1,738
控除不足還付税額	24,314
差引税額	0
中間納付税額	0
納付税額	0
中間納付還付税額	0
中間納付還付税額小計	0
既納定税額	0
差引納付税額	0
この申告書による消費税の税額	-270,000

課税資産の譲渡等の対価の合計額

3%適用分	
4%適用分	
6.3%適用分	
6.24%適用分	130,555
7.8%適用分	-400,313
合計	-269,758

特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額(注1)

6.3%適用分	
7.8%適用分	
合計	

消費税申告書(第一表)の(2)欄へ

課税標準額	-230,880
3%適用分	
4%適用分	
6.3%適用分	
6.24%適用分	8,112
7.8%適用分	-31,200
合計	-23,088

返還等対価に係る税額

1,097

売上げの返還等対価に係る税額

1,097

特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)

--

地方消費税の課税標準となる消費税額

4%適用分	
6.3%適用分	
6.24%及び7.8%適用分	24,314
合計	24,314

※画面はイメージのため、
実際のものとは異なる場合があります。

